

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成24年8月23日(2012.8.23)

【公開番号】特開2011-136846(P2011-136846A)

【公開日】平成23年7月14日(2011.7.14)

【年通号数】公開・登録公報2011-028

【出願番号】特願2009-295917(P2009-295917)

【国際特許分類】

C 03 C 17/25 (2006.01)

C 03 B 19/12 (2006.01)

C 09 D 201/00 (2006.01)

C 09 D 7/12 (2006.01)

C 09 D 5/32 (2006.01)

【F I】

C 03 C 17/25 A

C 03 B 19/12 A

C 09 D 201/00

C 09 D 7/12

C 09 D 5/32

【手続補正書】

【提出日】平成24年7月10日(2012.7.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

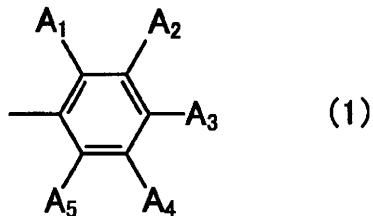
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

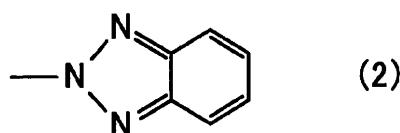
ガラス板と、前記ガラス板上に形成された紫外線遮蔽膜と、を有し、  
前記紫外線遮蔽膜が、酸化ケイ素とともに、  
紫外線遮蔽成分として、下記式(1)により示される官能基を2つ以上分子中に有する  
とともに常温で固体である有機化合物Aの微粒子を含み、  
前記微粒子の平均粒径が150nm以下である、紫外線遮蔽能を有するガラス物品。

【化1】



ここで、A<sub>1</sub>～A<sub>5</sub>は、それぞれ独立に、水素原子、水酸基、直鎖のもしくは分岐を有する炭素数1～20のアルキル基、または下記式(2)により示される官能基であり、A<sub>1</sub>～A<sub>5</sub>の少なくとも1つは、下記式(2)により示される官能基である。

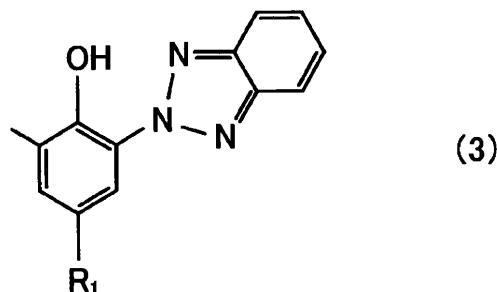
【化2】



## 【請求項 2】

前記有機化合物 A が、下記式 (3) により示される官能基を 2 つ以上分子中に有する請求項 1 に記載のガラス物品。

## 【化 3】



ここで、R<sub>1</sub>は、直鎖のもしくは分岐を有する炭素数 1 ~ 20 のアルキル基である。

## 【請求項 3】

前記有機化合物 A が、前記式 (3) により示される 2 つの官能基が炭素数 3 以下のアルキレン基により結合されている構造単位を有する請求項 2 に記載のガラス物品。

## 【請求項 4】

ISO 9050 (1990 年度版) に従って算出した紫外線透過率 TUV380 が 2 % 以下である、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載のガラス物品。

## 【請求項 5】

波長 550 nm における光線透過率が 70 % を超える、請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載のガラス物品。

## 【請求項 6】

前記紫外線遮蔽膜が、ポリエーテル化合物、ポリオール化合物、ポリビニルピロドン類およびポリビニルカプロラクタム類から選ばれる少なくとも 1 種に相当する有機化合物 B をさらに含む、請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載のガラス物品。